

宮城県震災復興本部設置要綱の一部を改正する要綱  
 宮城県震災復興本部設置要綱（平成23年4月22日施行）の一部を次のように改正する。

| 改正後（新）   | 改正前（旧）   |
|--|--|
| <p>第1から第6まで（略）</p> <p>（<u>検討・推進</u>部会）</p> <p>第7 幹事会には、特定の事項を調査検討又は特定の事業を推進するため、必要に応じ<u>検討・推進</u>部会を置くことができる。</p> <p>2 <u>検討・推進</u>部会の設置、運営等については、幹事長が別に定める。</p> <p>第8及び第9（略）</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成23年4月22日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成23年12月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成24年3月21日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成24年6月13日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成24年10月22日から施行する。</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この要綱は、平成25年3月7日から施行する。</u></p> <p>別表1（第3関係）から別表3の2（第6の2関係）まで（略）</p> | <p>第1から第6まで（略）</p> <p>（検討部会）</p> <p>第7 幹事会には、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ検討部会を置くことができる。</p> <p>2 検討部会の設置、運営等については、幹事長が別に定める。</p> <p>第8及び第9（略）</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成23年4月22日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成23年12月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成24年3月21日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成24年6月13日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成24年10月22日から施行する。</p> <p>別表1（第3関係）から別表2（第5関係）まで（略）</p> |